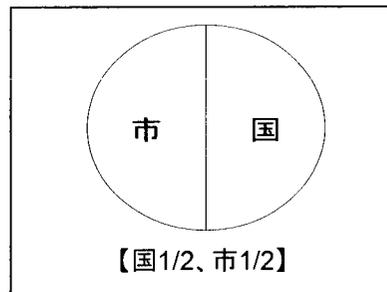


## (5) 費用負担

### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。



### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

# 一時保育(一時預かり)事業

## (1) 概要

### ① サービス・給付内容

保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供するもの

### ② 実施状況

《実施箇所数》 7,214箇所 (H19年度交付決定ベース)

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

## (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

### ② 施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

## (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)

(7)による補助の対象となるか否かは、市町村の裁量による。(市町村又は認可保育所による提供が前提)

## (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料  
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

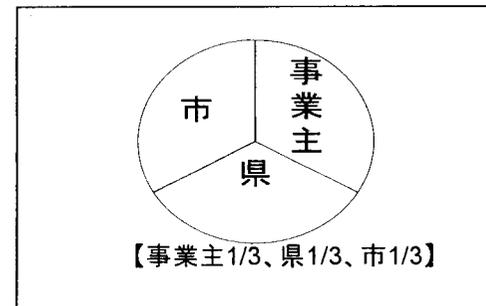
《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)  
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。  
(※予算の範囲内で補助する経費)

### ③ 費用額

《費用額(全体)》 約150億円 (H19年度予算ベース)  
《公費負担総額》 約75億円 ※残余は利用者負担



# 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

## (1) 概要

### ① サービス・給付内容

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

### ② 実施状況

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》584箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》301箇所(H19年度交付決定ベース)

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

## (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

### ② 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 約90万円(事業費ベース約180万円)を施設整備費に加算

《費用負担》 定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

#### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提)  
(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

#### (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料  
特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

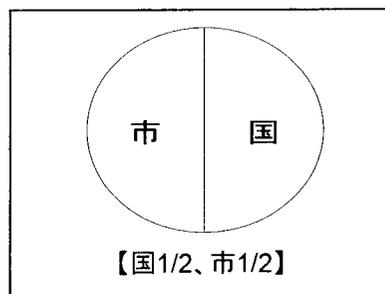
#### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 実施場所  
児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。
- ② その他  
夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

#### (7) 費用負担

① 各市町村に対する補助  
次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担  
左記の割合で公費負担。  
(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額  
公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

# 地域子育て支援拠点事業

## (1) 概要

### ① サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。  
(ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間以上の開設)

### ② 実施状況

《実施箇所数》 4,409箇所 (H19年度交付決定ベース)  
(ひろば型 903箇所、センター型 3,478箇所、児童館型 28箇所)

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

## (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

### ② 施設整備補助

次世代育成支援対策施設整備交付金による補助有り

《国庫補助対象》 市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)

《国庫補助単価》 約600万円(事業費ベース約1200万円)

《費用負担》 国1/2相当、市町村1/2相当

## (4) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定 (主体制限はなし)

## (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 約356万円～800万円(ひろば型、センター型の場合)、169万円(児童館型の場合)、

※ 他に取組毎による加算分あり

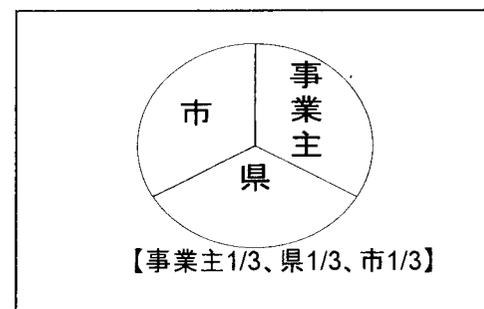
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

### ③ 費用額

《公費負担総額》 約300億円 (H20年度予算ベース)



# ファミリー・サポート・センター事業

## (1) 概要

### ① サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

### ② 実施状況

《実施箇所数》 540箇所 (H19年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用会員数223,638人/提供会員数83,836人/両会員29,948人 (平成18年度末現在)

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

## (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

### ② 施設整備補助

特になし

## (4) 事業開始規制等

特になし。(※(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

## (5) サービス利用の仕組み

### ① サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

### ② サービス利用の流れ

利用又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、利用会員と提供会員の間の請負又は準委任契約として行われる。)

### ③ 利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)を1名以上を配置。(資格等は特に不要)

## (7) 費用負担

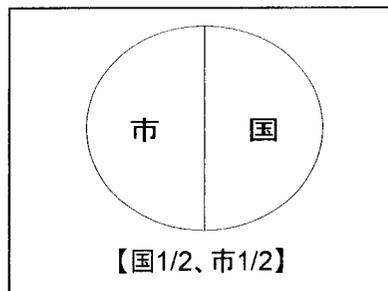
### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



### ③ 費用額

公費負担総額: 次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

# 児童館事業

## (1) 概要

### ① サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

### ② 実施状況

《実施箇所数》 4,718か所（公営3,125か所、民営1,593か所）（平成18年10月現在）

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

## (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

特になし

### ② 施設整備補助

児童厚生施設等整備費(児童育成事業)による施設整備補助有り

《国庫補助対象》 市町村・社会福祉法人・公益法人（※株式会社、NPO法人は対象外）

《国庫補助単価》 創設の場合：小型児童館3,509万円、児童センター5,084万円(H20年度予算ベース)

《費用負担割合》 事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## (4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

## (5) サービス利用の仕組み

### ① サービスの必要性の判断・② サービス利用の流れ・③ 利用料

すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

### ○ 施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置(※必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価：小型児童館183万円、児童センター302万円(H20年度予算ベース)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

### ③ 費用額

《費用額(全体)》 民営分 約30億円

(H20年度予算ベース)

